

議案第111号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年12月18日

三朝町長 吉田秀光

平成10年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表の第1号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の次に「並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。